



2018年5月24日

各 位

会 社 名 アニコム ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小 森 伸 昭
(コード番号：8715 東証一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 亀 井 達 彦
(TEL. 03-5348-3911)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年5月24日開催の取締役会において、第18回定時株主総会について下記の定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を明確に分離することにより、取締役会の牽制・監督機能といったガバナンスを強化する観点で、執行役員制度を導入いたします。あわせて、役付取締役を廃止するとともに、補欠取締役等を選出できるようにいたします。その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 <条文省略>	第1条～第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 <条文省略>	第6条～第12条 <現行どおり>
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第13条 <条文省略>	第13条 <現行どおり>
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)

現行	変更案
<p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第19条 <条文省略></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要</u></p>	<p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第19条 <現行どおり></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(補欠取締役)</p> <p>第21条 <u>会社法第329条第3項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現行	変更案
<p>に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>③ 社長は、当会社の業務を統括する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>第23条～第28条</u> <条文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>第24条～第29条</u> <現行どおり></p> <p>第5章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第30条</u> <u>当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</u></p> <p>(選 任)</p> <p><u>第31条</u> <u>取締役会は、代表取締役を執行役員とするほか、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、執行役員の中から会長執行役員、社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>(監 督)</p> <p><u>第32条</u> <u>取締役会及び取締役は、執行役員の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第33条</u> <u>執行役員の任期は、1年とし、その時期は取締役に準じるものとする。</u></p>

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第38条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">変更案</p> <p><u>なお、退任、辞任、補充選任その他の取り扱いについても取締役に基づけるものとする。</u></p> <p>② <u>取締役会は、執行役員を任期の途中であつても解任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役及び監査役会</p> <p>第34条～第43条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第44条～第46条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第47条～第50条 <現行どおり></p>

3. 変更の日程

2018年6月27日（水）第18回定時株主総会（予定）

2018年6月27日（水）定款一部変更の効力発生日（予定）

以 上